

ヘルパーステーションみのり**宗像市介護予防・日常生活支援総合事業第一号訪問事業重要事項説明書
(従前相当訪問サービス)****1. 事業者**社会福祉法人北筑前福祉会 (本所住所) 福岡県宗像市用山471番地5**2. 事業の目的と運営方針****(目的)**

介護支援が必要と認定されたご利用者の予防ケアプランに基づき、当事業所の訪問介護員等による介護予防訪問介護相当サービスを提供します。訪問介護員等は介護支援が必要と認定されたご利用者の特性を踏まえて、利用者の自立を支援するとともに、生活の質の向上にはかり、安心して日常生活を営むことができるよう介護予防訪問介護相当サービスを通じて支援を行います。

(方針)

- ご利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活が送れるように生活全般にわたってサービスを提供します。
- 目配り、気配りを忘れずに利用者に喜ばれ、一人ひとりを大切にするサービスを提供します。
- サービスの提供に当たっては関係行政、医療、地域の保健福祉サービス等と連携し総合的なサービスの提供に努めます。

3. サービス提供事業（ご利用事業所）

介護予防訪問介護 相当サービス	介護保険事業所番号	4073301766 号	
	住 所	福岡県宗像市田熊一丁目3番3号	
	管理者名・連絡電話番号	松島 信之	TEL0940-36-7260
	サービス提供地域	宗像市	

4. ご利用事業所の職員体制

職 種 (資格)	人 員
管理者	1名
サービス提供責任者	2名
訪問 介護 員	介護福祉士 10名 (常勤 4名、非常勤 6名)
	ホームヘルパー1級 0名 (常勤 0名、非常勤 0名)
	ホームヘルパー2級 4名 (常勤 0名、非常勤 4名)
	介護職員初任者研修 0名 (常勤 0名、非常勤 0名)
	看護師 0名 (常勤 0名、非常勤 0名)
	准看護師 0名 (常勤 0名、非常勤 0名)

5. 営業時間

(1) 事務所の営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日	8時30分～17時30分

休業日
日曜日 12月30日～翌年1月3日

(2) 従前相当訪問サービス提供可能時間

- ① サービス提供日 365 日但し、12月30日～1月3日は要相談。
- ② サービス提供時間午前8時から午後6時までとする。以外の時間については要相談。

6. サービス利用基本料金および利用者負担

利用者負担金は介護保険法令で定める下記の利用料金を基に市町村から交付された介護保険負担割合証に記載された割合(1割又は2割又は3割)を負担して頂きます。

(1) 包括報酬の場合

1週のサービスの回数	利用料金
1週に1回程度の場合	11,760
1週に2回程度の場合	23,490
1週に2回以上の場合	37,270

(2) 加算

加算	<ul style="list-style-type: none"> ・初回加算 2,000円 ・離島、へき地加算 15%加算 ・生活機能向上連携加算Ⅰ 1,000円/月 ・生活機能向上連携加算Ⅱ 2,000円/月 ・介護職員等処遇改善加算Ⅰ 24.5%
----	--

(3) 利用者負担金等の支払

利用者負担金等の支払いは、現金及び振り込み又は、金融機関の口座振替が可能です。口座振替を希望される場合は原則として、当該利用月の翌月の20日(但し、20日が休日の場合は翌営業日とする)とし契約者(又は代理人)名義の金融機関口座振替(口座振替依頼書に基づく)で処理させていただきます。口座振替に際し、金融機関が定める振替手数料が発生することをご了承ください。やむをえず認定前にサービスを受けた場合など「償還払い」となる場合にはいったん利用者が利用料金の全額を事業者に支払い、利用者はその後市町村から介護保険負担割合に応じ、保険給付分9割又は、8割又は7割を受け取ることになります。

7. 利用日の中止・変更

利用者がサービスの利用日を中止・変更するなどの場合は、すみやかに次の連絡先までご連絡ください。

連絡先	TEL 0940-36-7260 緊急電話 090-1089-9639
-----	--

8. 介護予防訪問介護相当サービス計画の作成とサービス記録

- (1) 事業者は、利用者の日常生活全般の状況及び希望を踏まえて、介護予防訪問介護相当サービス計画を作成し、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、同意を得ます。
- (2) 事業者は、介護予防訪問介護相当サービス計画の作成後、実施状況の把握を行い、利用者又は家族等の同意を得て必要に応じて計画の変更を行います。

9. 苦情対応

当事業所の相談窓口	<p>ヘルパーステーションみのり 〒811-3431 宗像市田熊一丁目 3 番 3 号 TEL : 0940-36-7260 FAX : 0940-36-7215 <u>管理者 松島 信之</u> <u>責任者</u></p>
市町村の相談窓口	<p>国民健康保険連合会 〒812-0046 福岡市博多区吉塚本町 13 番 47 号 TEL : 092-642-7859 FAX : 092-642-7856 宗像市介護保険課 〒811-3492 宗像市東郷一丁目 1 番 1 号 TEL : 0940-36-4877 FAX : 0940-36-2410 宗像市地域包括支援センター 〒811-3492 宗像市東郷一丁目 1 番 1 号 TEL : 0940-36-1285 FAX : 0940-36-2410 福岡県社会福祉協議会(福岡県運営適正化委員会事務局) 〒816-0804 春日市原町 3 丁目 1 番地 7 クローバープラザ 6 階 TEL : 092-915-3511 FAX : 092-584-3790</p>

10. 事故等緊急時の対応

サービスの提供中に容態の急変・事故等が発生した場合は、主治医、救急、親族、介護予防支援専門等へ連絡をいたします。

主治医（かかりつけ医）	主治医氏名	
	連絡先	
ご家族	氏名	
	連絡先	

11. 業務継続計画の策定等

- ① 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- ② 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- ③ 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

12. 虐待防止

- 1 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - ① 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針の整備。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修の実施。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、これを市町村に通報するものとする。

13. サービス利用にあたっての留意事項

(1) サービスの提供の際、訪問介護員等は以下の業務は行えませんので、ご了承ください。

- ①医療行為及び医療補助行為
- ②各種支払や年金等の管理、金銭の貸借等
- ③他の家族の方に対する食事の準備等

(2) 訪問介護員等に対する贈り物や飲食物の提供はお断りいたします。

(3) 体調や容体の急変によりサービスが利用できなくなった場合は、できるだけ早く、担当の地域包括支援センター又は、当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

○利用者

私は、重要事項説明書及びサービス内容説明書の説明を受けました。

住 所 _____

氏 名 _____ 印

代理人 住 所 _____

氏 名 _____ 印

○ 説明者 所属事業所 福岡県宗像市田熊一丁目3番3号

ヘルパーステーションみのり

氏 名 _____ 印

初回説明事項からの変更

変更事項：_____ 月____日説明

変更事項：_____ 月____日説明

変更事項：_____ 月____日説明